官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六四）　一
〔その他告示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産八八二）　三
○生産業者、輸入業者及び国内管理人の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（同八八三）　五
○肥料の登録が失効した件（同八八四）　五
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八八五）　六
○高速自動車国道に関する件（国土交通四四〇、四四一）　六
○信号符字を点附した件（同四四二）　六
○信号符字を取り消した件（同四四三）　六
○船舶国籍証書を無効とした件（同四四四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一六〇）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕　六
内閣　法務省　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔官庁報告〕　六
国家試験　六
令和七年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　六
〔公　告〕　七
諸事項　七
官庁　七
建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条関係　七
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　九

## 省令

### ○厚生労働省令第六十四号

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第三十一条の九第一項及び第二項の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月四日

厚生労働大臣　福岡　資麿

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （資産の部の区分） | （資産の部の区分） |
| **第八十一条**　（略） | **第八十一条**　（略） |
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 | 3　次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| 四　次に掲げる資産　その他固定資産 | 四　次に掲げる資産　その他固定資産 |
| イ～ホ　（略） | イ～ホ　（略） |
| ヘ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。） | ヘ　繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期剰余金の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。） |
| ト　（略） | ト　（略） |
| 五　（略） | 五　（略） |
| 4　（略） | 4　（略） |
| （負債の部の区分） | （負債の部の区分） |
| **第八十二条**　（略） | **第八十二条**　（略） |
| 2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 | 2　次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。 |
| 一　次に掲げる負債　流動負債 | 一　次に掲げる負債　流動負債 |
| イ～ホ　（略） | イ～ホ　（略） |